

意見書

平成30年7月17日

那珂川町政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

那珂川町政治倫理条例（平成7年条例第17号）第4条第1項の規定に基づき、町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）にあっては町長に、議員にあっては町議会議長に、提出期限である平成30年5月31日までに20人全員から資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出がなされた。

2 審査の経過

平成30年6月8日から平成30年7月17日までの間に計4回の審査会を開催し、報告書の審査及び意見書の集約を行った。また、審査過程における報告者に対する質問については、坂井議員、高原議員、津留議員及び吉野議員の4名に対し文書で行い、各回答を得た。

- 第1回 平成30年6月8日（金） 10：00～12：00
那珂川町役場2階 第1会議室
・報告書の審査
- 第2回 平成30年6月19日（火） 9：00～12：00
那珂川町役場2階 第1会議室
・報告書の審査
・質問事項の確認
- 第3回 平成30年7月10日（火） 10：00～11：00
那珂川町役場第2別館 中会議室
・質問事項に対する回答についての検討
・意見書の集約
- 第4回 平成30年7月17日（火） 9：30～
那珂川町役場2階 第1会議室
・意見書の提出

3 審査の結果

今回の審査対象者は、町長等 3 人及び議員 17 人の計 20 人で、いずれも前年度現職であったことから、昨年の報告書との比較による審査を行った。

- (1) 個別の審査結果は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりである。
- (2) 個別審査結果には指摘してはいないが、各報告書の「(1) 資産 オ 預貯金」の記載について、預貯金の種類や支店名の誤記又は記載漏れが散見された。正確な記載を徹底されたい。

4 政治倫理審査会委員

	氏 名	役 職 等
会 長	中 山 栄 治	弁 護 士
副 会 長	池 田 穂 波	町 民
委 員	櫻 井 孝 俊	大 学 学 長
委 員	瀧 山 孝 一	税 理 士
委 員	藤 崎 寿 代	町 民
委 員	簀 原 義 文	町 民
委 員	山 崎 美 代 子	町 民

(順不同)

別紙1 (町長等)

資産等報告書の個別審査結果

職名	氏名	個別審査結果
町長	武末 茂喜	特記事項なし
副町長	八尋 博基	特記事項なし
教育長	安川 正郷	特記事項なし

別紙2（議員分）

資産等報告書の個別審査結果

職名	氏名	個別審査結果
議員	伊藤 智子	特記事項なし
議員	上野 彰	○「(1)資産 ア土地」の「所在地」の欄において、「那珂川町片縄東1丁目518番2」と記載されるべきところ、「那珂川町片縄東1丁目518番地」とされ、誤記があった。
議員	江頭 大助	特記事項なし
議員	坂井 修	○「(1)資産 ウ不動産に関する権利（借地権等）」の「権利の種類」の欄において、「使用借権」と記載されるべきところ、「借地権」とされ誤記があった。
議員	壽福 正勝	特記事項なし
議員	高原 隆則	○「(3)収入、贈与及びもてなし ア給与等」の「給与及び報酬」区分の「春日大野城那珂川消防組合」及び「福岡都市圏南部環境事業組合」の「金額」の欄において、それぞれ「35万円」及び「20万円」と記載されるべきところ、「353万円」及び「203万円」とされ誤記があった。
議員	田中 夏代子	特記事項なし
議員	津留 渉	○「(3)収入、贈与及びもてなし ア給与等」の「給与及び報酬」区分の「福岡都市圏南部環境事業組合」の「金額」の欄において、「9万円」と記載されるべきところ、「91万円」とされ誤記があった。
議員	羽良 和弘	特記事項なし
議員	原口 憲雄	特記事項なし
議員	春田 智明	特記事項なし

別紙2（議員分）

資産等報告書の個別審査結果

職名	氏名	個別審査結果
議員	臂 英治	特記事項なし
議員	平山 ひとみ	特記事項なし
議員	松尾 正貴	特記事項なし
議員	吉永 直子	特記事項なし
議員	吉野 博	○「(1) 資産 ウ不動産に関する権利（借地権等）」の「権利の種類」の欄において、「使用借権」と記載されるべきところ、「敷地利用権」とされ誤記があった。
議員	若杉 優	特記事項なし